

ペット同行避難普及啓発街頭キャンペーン委託業務 仕様書

1 業務の目的

東日本大震災などの過去の災害において、ペットを連れて避難できる避難所が無いこと等による逃げ遅れの発生や、飼い主とはぐれたペットが住民に危害を加える恐れが生じたこと等から、災害時の住民の安全・安心を確保するために、飼い主とペットとの同行避難が推奨されている。令和6年能登半島地震に係る検証チーム（2024年4月15日内閣府）においても、ペットと共に避難所に来ることを避難所で断った事例が確認されるなど、ペットに関する取組について課題が挙げられ、平時からの自治体によるペット同行避難体制の構築や周知が重要とされたところである。

愛知県においても、飼い主がペットと共に安全に避難（以下「ペット同行避難」という。）し、「逃げ遅れゼロ」が実現できるよう、「災害時に人とペットが共生できる愛知」を目指し、2024年度はペット同行避難の啓発事業としてペット防災マルシェを開催した。

ペット防災マルシェを通じて、啓発イベントを県内広く、また、継続して実施していく必要性が認められたことから、2025年度では、県内各所において、ペット同行避難に関する啓発イベントを実施する。

また、今後は啓発の実施主体を市町村へ移行させるため、貸し出し用資材を作製し、イベントで作成した資材を市町村へ配付すると共に、市町村向けに啓発イベントの手引書を作成する。

2 委託期間

委託契約締結の日から2026年3月13日（金）まで

3 全般的な事項

（1）ペット同行避難の啓発内容は主に以下の項目である。

- ① ペットの避難のためだけでなく、人の避難のためであること
災害発生時に避難所へペットを連れて避難することができなければ、飼い主が避難をためらい、飼い主やその関係者が危険に晒される可能性がある。
- ② 災害時のペットの取扱いは、原則飼い主の責任であること
しつけ、非常時の持ち出し品、ペットの預け先の確保等は、飼い主が普段から心がけておくべき事項である。避難所でペットを受け入れるための最低限の取組は飼い主の責任である。
- ③ ペットの飼養の有無にかかわらず、全ての県民が対象であること
避難所へのペット同行避難の実現には、飼い主のみではなく、ペッ

トを飼っていない方の理解が必須である。避難所には多種多様な方々が避難してくるため、全ての県民に対して避難所へペットを受け入れることへの意義について周知・啓発する必要がある。

- (2) 「人とペットの災害対策ガイドライン」(H30 年 3 月環境省発行) (https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002/0-full.pdf) の理解に努めたうえで業務を行うこと。
- (3) 本業務の実施に当たり、迅速かつ確実に対応できる要員及び体制を確保すること。

4 業務実施内容

(1) 業務全体の実施計画書の作成及び提出

受託者は、業務の着手に当たって業務全体の進め方を防災安全局担当者と調整し、業務内容の詳細、スケジュール、業務実施体制等を記載した業務実施計画書を速やかに作成し、防災安全局担当者に提出すること。

(2) 街頭キャンペーンの企画・運営

次のとおりイベントや行事を開催又は他者主催によるイベントにブース出展（以下「出展等」という。）し、来場者に対してペット同行避難の普及啓発活動を行うこと。

ア 回数

次の地域で各 1 回以上（計 6 回以上）出展等を行うこと。

なお、イベントが複数日にわたる場合でも 1 回とする。

- ① 名古屋地域 名古屋市
- ② 尾張地域 一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町
- ③ 海部地域 津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
- ④ 知多地域 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
- ⑤ 西三河地域 岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町
- ⑥ 東三河地域 豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村

イ 目標

- (ア) 主に動物の飼い主に対して啓発を行うこと。併せて、ペットを飼っていない方に対しても啓発を行うこと。

- (イ) 主な啓発対象はファミリー層及びシニア層とする。
- (ウ) 啓発人数は1 イベント当たり 200 人を目標とする。

ウ 条件

- (ア) 上記 6 回以上の出展等のうち、3 回以上は動物愛護の啓発イベントなど、他者が主催する動物関係のイベントとすること。その3 回のうち 1 回は、日頃から飼い主が利用すると思われる店舗や企業の参加が多く見込まれるイベント（ペット用品展など）とすること。
- (イ) 出展等は県内で行い、地域住民が広く集まるものとする。
- (ウ) 出展等の時期や内容は、防災安全局担当者と調整すること。

エ 内容

次の（ア）及び（イ）を実施することを必須とし、ペット同行避難の啓発に効果的なPRができる方法も加えること。なお、実際の展示等の内容について、広さや展示環境により（ア）及び（イ）のいずれも実施ができない場合は防災安全局担当者と協議の上、実施内容を決定すること。

（ア）ポスターパネルの展示及びのぼり旗の掲示

- ・ ペット同行避難を啓発する資材として、ポスターパネル及びのぼり旗を次のとおり作製すること。

【ポスターパネル】

- ・ サイズ B 1
- ・ 内容 ペット同行避難に関する総論（1 種類）及び 3（1）に示す内容（3 種類）
- ・ 作製数 上記 4 種類を 7 セット（計 28 枚）

【のぼり旗】

- ・ サイズ 縦 1,800～2,100mm 横 600～700mm
- ・ 内容 ペット同行避難の啓発に関する内容（1 種類）
- ・ 枚数 7 枚

- ・ ポスターパネル及びのぼり旗は、必要に応じて文字や図絵等を用いて、ペット同行避難の啓発に効果的な内容を新たにデザインし、作製すること。
- ・ 作製したポスターパネル及びのぼり旗を、出展等をする各イベント会場で展示及び掲示すること。なお、会場の規模に応じて効果的な数を使用すること。

- ・ ポスターパネルの展示にあたっては、来場者へ展示内容を解説し、ペット同行避難の理解を促すこと。
- ・ 具体的な記載内容や解説内容については、防災安全局担当者と調整の上、作成・実施すること
- ・ 全ての出展等の後、使用したポスターパネル及びのぼり旗（未使用分を含む。）は、防災安全局担当者へ引き渡すこと。

（イ）ノベルティの配布

- ・ うちわやクリアファイルなど、複数回使用でき、かつ、日常生活で使われるノベルティを、以下のとおり作製すること。

【ノベルティ】

- | | |
|-------|-------------------------|
| ・ 種類 | 任意 |
| ・ サイズ | 任意 |
| ・ 内容 | ペット同行避難の啓発に関する内容（１種類） |
| ・ 作製数 | 4,400 個（50 個単位で箱詰めすること） |

- ・ ノベルティは必要に応じて文字や図絵等を用いて、ペット同行避難の啓発に効果的な内容を新たにデザインし、作製すること。
- ・ ノベルティは来場者にとって魅力的な物品となるよう、創意工夫し、具体的な内容については防災安全局担当者と調整の上、作製すること。
- ・ 作製したノベルティを、出展等をする各イベント会場で配布し、来場者へペット同行避難の啓発を行うこと。
- ・ 配布数は各出展等で 200 個程度とする。
- ・ 全ての出展等の後、ノベルティの残りは防災安全局担当者へ全て引き渡すこと。

オ 出展等に関する計画・準備・設営・運営等

（ア）計画・準備

- ・ 「４（１）実施計画書」に基づき、防災安全局担当者と調整を行い、事業の具体化、実施に向けた準備業務を行い、関係機関等との連絡調整に関する業務を行うこと。
- ・ 実施計画書に基づき、業務の進捗状況を管理し、円滑に業務を遂行させること。
- ・ 事業の実施に当たり、出展等に際して施設管理者等へ申し込み等が必要な場合、申請書類を防災安全局担当者と調整のうえ、遅滞なく提出すること。
- ・ 出展等にかかる費用が必要な場合は、受託者で負担すること。

- 当日想定される緊急時に対応するため、緊急時の体制及び連絡網の整理、スタッフへの周知徹底を行うこと。

(イ) 会場設営・撤去

- 実施計画書に基づき、会場設営、機材・備品等の搬入・設置・調整、装飾物の設置、会場管理及び付随する業務を行うこと。
- イベント主催者から支給されるもの以外の必要な機材一式は、受託者で準備すること。
- 設営・撤去に当たっては、施設管理者又はイベント主催者の指示に従い、円滑に行うこと。また、会場の構造、形状を損なわないように十分配慮するとともに、スタッフの配置、必要な養生及び安全対策を行うこと。なお、設営・撤去及び搬入出の際に生じた器物破損、損傷等の修復については、受託者が対応、費用負担すること。
- 必要に応じて、ゴミ処理等、会場内の清掃業務を行うこと。

(ウ) 運営管理

- 実施計画書に基づき、管理運営業務に必要な全ての措置を講じ、安全かつ適正に運営及び会場管理業務等を行うこと。
- 運営等に必要なスタッフは受託者で確保するとともに、防災安全局担当者と協力し、効果的なイベントの実施体制を構築すること。
- 出展等の運営管理については、「4 (1) エ 内容」を実施する他、トラブル対応、スタッフ等の指導・管理等を行うこと。
- 緊急時において、施設管理者や関係機関等と連携し、迅速に対応を行うこと。
- 必要に応じて雨天時の対策を講じること。
- 実施状況などの記録写真の撮影を行うこと。
- 安全管理に万全を期すこと。なお、万が一、事故等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに防災安全局担当者へ報告すること。イベントスタッフは、スタッフジャンパーを着用すること（県支給）。

(3) 啓発イベントの実施手引書の作成

市町村向けにペット同行避難に関する啓発イベントを行うための手引書を作成すること。手引書は以下の要件を含むものとし、防災安全局担当者と協議を行いながら作成すること。

ア 啓発イベントを計画するうえで必要な事項を整理し、説明文を添えること。なお、A4で5枚程度の容量とする。

イ 4（2）で出展等したイベントごとに、以下の項目について、A 4で2～3枚程度でまとめること。

- イベント名、出展等日、活動時間、活動人数、活動内容
- 出展等計画書
- 当該イベント会場を選定した理由
- 同等のイベントを出展等する際の注意事項

5 留意事項

- 業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、傷害、損害等に備えて各種保険に加入すること（受託者、主催者又は展示物の提供者が既に加している保険で対応できる場合は新規加入を求めない）。
- 委託業務の遂行に当たっては、県と緊密な連携の下、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけること。
- 経過については、防災安全局担当者に随時報告すること。
- 業務の実施に当たって疑義が生じた場合、または業務遂行上の重要事項の判断に当たっては、防災安全局担当者と十分調整の上、その指示又は承認を受けること。
- その他定めのない事項については、その都度防災安全局担当者と協議の上処理すること。
- 実施する業務については、状況の変化により業務内容等に変更があり得るものであることから、変更が生じた場合は、予算の範囲内での実施について、防災安全局担当者と協議すること。

6 成果物

受託者は業務完了に伴い、以下の通り報告書を Portable Document Format 形式及び、Word, Excel, PowerPoint など、Microsoft 365 による編集が可能なファイル形式により提出すること。

（1）提出書類

ア 実績報告書

イ 記録写真及び関連データ等 一式

ウ その他、業務にあたって県が作成を指示した資料 一式

（2）提出期限

2026 年 3 月 13 日（金）

（3）提出場所

愛知県防災安全局防災部災害対策課

7 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、愛知県が保有するものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、愛知県が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、愛知県が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、防災安全局担当者と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。